

(様式1)  
 審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	経営支援課	検索番号	11-1
法令名	中小小売商業振興法施行令	根拠条項	法施行令第9条第1項	
許認可等	認定計画の変更の認定			
(根拠規定)				
○中小小売商業振興法施行令 (昭和48年政令第286号) (認定計画の変更等)				
第9条 法第四条第一項から第六項までの規定による認定を受けた者、同条第三項第三号イ若しくはロ若しくは第四項第二号に規定する会社又は同条第六項に規定する特定会社は、同条第一項から第六項までの規定による認定を受けた高度化事業計画 (次項において「認定計画」という。)の変更をしようとするときは、当該変更が第二条から前条までに規定する要件に適合するものである旨の経済産業大臣 (法第四条第四項又は第五項の規定による認定を受けた高度化事業計画の変更については、主務大臣) の認定を受けなければならない。				
(許認可等の基準)				
○中小小売商業振興法 (昭和48年法律第101号) 第4条第1項から第3項及び第6項に関連する法令並びに中小小売商業振興法施行令 (昭和48年政令第286号) 第9条の規定に関する解釈について (平成12・03・16 企庁第2号) 【抜粋】				
第10 政令第9条 (認定計画の変更等) について				
1. 第1項に規定する「変更」には、政令第2条から第8条の基準を満たし、かつ当該認定計画の趣旨を変えないような軽微な修正は含まれないものと解する。				
2. 第2項に規定する「高度化事業を実施していないと認める」判断は以下によるものをいう。				
(1) 認定計画の全部又は一部が実施されず、かつ、当該高度化事業の実施期間中に当該高度化事業が実施される見込みがなく、その結果認定基準に適合しなくなると認めるとき。				
(2) 高度化事業の内容が大幅に変更されたにもかかわらず、認定計画の変更の認定を受けず、その結果、認定基準に適合しなくなると認めるとき。				
(3) 認定計画の記載事項に虚偽の記載があることが見出され、当該認定計画に基づく高度化事業の実施に対する助成を行うことが適切でないとき。				